

令和6年度カーボンニュートラルコンビナート(CNK)推進のための調査・実証業務委託 業務仕様書

1 目的

燃料や基礎化学品等を製造している四日市コンビナートでは、2050年のカーボンニュートラル化に向けて、令和5年3月に四日市コンビナートの将来ビジョン(グランドデザイン)を策定しました。その中では、水素・アンモニアの供給拠点化、廃食油等を原料とする持続可能な航空機燃料(SAF)やディーゼル燃料の製造、次世代水素モビリティの展開などを進めていくとされており、今後、各テーマで実現可能性調査や実証プロジェクトを推進していく必要があります。

また、CO₂排出量の約6割を占める港湾地域は、エネルギーの一大消費拠点となっており、県内においては、四日市コンビナートへのエネルギー供給を担う四日市港をはじめ、重要港湾である津松阪港、尾鷲港でカーボンニュートラル化に向けた港湾脱炭素化推進協議会が設置されており、今後、CO₂の排出削減に向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

そこで、本事業では、カーボンニュートラル化に向けた調査や実証事業を実施し、効果や課題を検証するとともに、その結果を県内に広く展開することで、県内におけるカーボンニュートラル化の取り組みを促進させることを目的とします。

2 業務内容

令和6年度カーボンニュートラルコンビナート(CNK)推進のための調査・実証業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年1月31日(金)

4 業務概要

(1) 業務内容

受託者は、下記①及び②の業務を実施するものとする。また、委託契約締結後、速やかに委託者と協議のうえ、事業計画(実施内容、スケジュール等)を作成すること。また、業務全体の進捗管理を行うとともに、業務の遂行にあたり、事業計画の変更の必要性が生じた場合などは、委託者及び参加事業者等と協議のうえ、対応すること。

①バイオマス燃料等のサプライチェーン構築に向けた実証事業

(ア)実証事業の実施

バイオマス燃料等を使用する実証事業を以下の点に留意のうえ、県内で1件以上実施すること。なお、実証事業の内容や期間等については、委託者と協議しながら決定すること。

- ・本事業の目的に資する実証事業であること。
- ・実証事業は、本県の特徴を踏まえ、将来的に県内事業者等に広く展開できる可能性があるテーマであること。
- ・実証事業は県内事業者等が実施するものとし、実施内容や実施期間等の調整は委託事業者が中心となって進めること。

(イ)実証事業の検証

(ア)で実施した実証事業について、以下の点に留意のうえ、効果や課題などを幅広く検証

すること。

- ・ 検証する項目は、以下の例を参考に、委託者と協議しながら決定すること。
（効果）温室効果ガスの削減効果、取引先等への訴求効果 など
（課題）技術的課題、法的課題、運用上の課題、経済性（ビジネス性） など
- ・ 効果や課題を検証するにあたり、関係者にアンケートやヒアリング等を実施するなど、具体的な検証となるよう努めること。

（ウ）情報発信

（ア）及び（イ）の結果を広く県内事業者等に展開するための成果発表会（セミナー）を1回開催すること。なお、成果発表会は、オンラインでの参加も可能とすること。

（エ）その他

- ・ 実証事業の参加事業者との調整等に係る資料や議事録の作成を行うこと。

②燃料電池（FC）トラック等の水素モビリティの普及・展開に向けた調査

2025年度以降に燃料電池（FC）トラック等の量産が開始されることなどを踏まえ、本県における水素ステーション整備促進の基礎資料とするため、以下（ア）及び（イ）について、調査を行うこと。なお、調査内容等の詳細は委託者と協議の上、決定すること。

（ア）水素ステーションの候補地調査

本県の地理的、産業的特徴に関する資料収集、整理を行うとともに、以下の例を参考に調査を実施すること。また、調査結果等を踏まえ、本県における水素ステーション設置に向けた諸条件を整理し、候補地等を調査すること。

（調査項目の例）

- ・ 本県の主な高速道路、一般国道、県道等を通行している車両・台数
- ・ 本県の主な一般国道、県道、市道で道路交通法施行規則第2条に掲げる大型自動車が行可能な道路

（イ）燃料電池（FC）トラック等の活用意向調査

荷主企業や運送事業者等（50社程度）を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施し、燃料電池（FC）トラック等の導入可能性について調査をすること。アンケート調査は、以下の例を参考に実施するとともに、アンケート調査の回答があった企業に対し、ヒアリング調査（5社程度）を実施すること。また、アンケート調査及びヒアリング調査を踏まえ、本県における燃料電池（FC）トラックの導入に向けた諸条件を整理し、今後の展開可能性等を検討すること。

（調査項目の例）

- ・ 燃料電池（FC）トラックの導入意欲
- ・ 燃料電池（FC）トラック導入にあたっての課題

（2）委託業務報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務報告書を県に提出するものとする。

①提出方法

委託業務報告書は、（1）業務内容①と②に分けて作成し、それぞれ電子データ（Word、PDF等）及び紙（A4カラー）130部（概要版100部、事務局用30部）を提出するものと

する。なお、委託業務報告書は、図、表、写真等を用いて整理・編さんするとともに、行政及び事業者が取り組むべき対応策等についてもとりまとめること。

②提出期限

提出期限は、履行期限である令和7年1月31日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 源寄 (ゲンザキ)、芝山